○北海道開発局告示第二百四十六号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条の規定に基づき、天塩川（左岸　士別市朝別町朝日町登和里三千三百七十九番二地先から中川郡中川町字大曲十三番一地先まで、右岸　士別市朝別町朝日町登和里三千九百九十六番一地先から中川郡中川町字歌内十八番九地先まで）に係る洪水想定区域、浸水継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項並びに水防法施行規則第十四条第二項の規定に基づき、天塩川（左岸　士別市朝別町朝日町登和里三千三百七十九番二地先から中川郡中川町字大曲十三番一地先まで、右岸　士別市朝別町朝日町登和里三千九百九十六番一地先から中川郡中川町字歌内十八番九地先まで）に係る洪水浸水想定区域、浸水継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

なお、平成十四年三月三十一日北海道開発局告示第六十五号は、廃止する。

平成二十八年十月三十一日　北海道開発局長　今　日出人

○北海道開発局告示第二百四十七号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条の規定に基づき、天塩川水系名寄川、風連別川及び剣淵川に係る洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

なお、平成十四年三月二十九日北海道開発局告示第六十六号、平成二十三年三月三十日北海道開発局告示第四十五号、平成二十四年三月二十七日北海道開発局告示第三十三号は、廃止する。

平成二十八年十月三十一日　北海道開発局長　今　日出人

○北海道開発局告示第二百四十八号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条の規定に基づき、後志利別川水系後志利別川に係る洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

なお、平成十四年三月二十九日北海道開発局告示第五十五号は、廃止する。

平成二十八年十月三十一日　北海道開発局長　今　日出人

○北海道開発局告示第二百四十九号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条の規定に基づき、渚滑川水系渚滑川に係る洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

なお、平成二十二年九月二日北海道開発局告示第百十八号は、廃止する。

平成二十八年十月三十一日　北海道開発局長　今　日出人

官庁報告

官庁事項

関東地方整備局公示

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、国土交通省関東地方整備局及び同局利根川下流河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成28年10月31日　関東地方整備局長　大西　亘

1　河川の名称　利根川水系利根川
2　廃川敷地等が生じた年月日　平成28年10月31日
3　廃川敷地等の位置　茨城県神栖市波崎字宅地添9794番から同県同市波崎字松崎岸9746番まで
4　廃川敷地等の種類及び数量　土地　2,474.41平方メートル
（図面省略）

資料

国庫歳入歳出状況

財務省において各省各庁からの報告をとりまとめた平成28年度の平成28年８月末における国庫歳入歳出状況は、次のとおりである。

平成28年10月31日　財務省

1　一般会計

(1)　歳入

単位　千円（千円未満切捨）

科目	歳入予算額	収納済歳入額 本月分	収納済歳入額 前月までの累計	収納済歳入額 計	歳入予算額と収納済歳入額との差（△は減）	収入歩合
						%
租税及印紙収入	57,604,000,000	1,900,204,400	1,039,640,749	2,939,845,149	△54,664,154,850	5.1
租税	56,552,000,000	1,814,607,800	814,291,233	2,628,899,033	△53,923,100,966	4.6
所得税	17,975,000,000	1,143,105,540	612,217,882	1,755,323,423	△16,219,676,576	9.7
法人税	12,233,000,000	87,442,165	—	87,442,165	△12,145,557,834	0.7
相続税	1,921,000,000	164,805,253	11,418,165	176,223,418	△1,744,776,581	9.1
消費税	17,185,000,000	—	—	—	△17,185,000,000	—
酒税	1,359,000,000	116,509,400	9,775,143	126,284,544	△1,232,715,455	9.2
たばこ税	923,000,000	71,779,606	75,712,725	147,492,332	△775,507,667	15.9
揮発油税	2,386,000,000	70,866,229	3,789,650	74,655,880	△2,311,344,119	3.1
石油ガス税	9,000,000	718,773	73,259	792,033	△8,207,966	8.8
航空機燃料税	52,000,000	4,224,961	4,041,466	8,266,427	△43,733,572	15.8
石油石炭税	688,000,000	28,050,973	—	28,050,973	△659,949,026	4.0
電源開発促進税	320,000,000	23,664,820	25,025,131	48,689,951	△271,310,048	15.2
自動車重量税	385,000,000	27,757,113	—	27,757,113	△357,242,886	7.2
関税	1,106,000,000	74,900,451	70,638,384	145,538,836	△960,461,163	13.1
とん税	10,000,000	782,468	1,598,800	2,381,269	△7,618,730	23.8
地価税	—	—	372	372	372	—
旧税	—	40	250	290	290	—
印紙収入						
印紙収入	1,052,000,000	85,596,599	225,349,516	310,946,116	△741,053,883	29.5
官業益金及官業収入						
官業収入	44,653,935	3,779,290	13,673,845	17,453,136	△27,200,798	39.0
政府資産整理収入	304,924,170	45,242,899	27,491,055	72,733,955	△232,190,214	23.8
国有財産処分収入	119,690,753	9,805,543	17,069,622	26,875,165	△92,815,587	22.4
回収金等収入	185,233,417	35,437,356	10,421,433	45,858,789	△139,374,627	24.7